

# 常滑市畜舎等建設行為に関する指導要綱の概要

## 1 要綱制定の背景

大規模な畜舎等の建設が、市への届出がなく、また周辺住民への説明もなく建設されることを未然に防ぐため要綱を制定します。

なお、本要綱は、平成31年1月1日から施行します。

## 2 要綱の目的（第1条関係）

市内において畜産業の経営を目的とした畜舎等の建設又は増設を行う者に対し、地域環境の保全について指導を行い、地域住民の良好な住環境の確保を図ることを目的とします。

## 3 定義（第2条関係）

この要綱における用語の定義は次のとおりとします。

(1) 畜舎等	畜舎及び家畜の排泄物処理施設などの付帯施設
(2) 事業	畜舎等の建設又は増設を行うこと
(3) 事業者	畜舎等の建設又は増設を行う者
(4) 増設	既存の畜舎等と隣接する土地に畜舎等を建設すること
(5) 近隣関係者	① 畜舎等の敷地に接する土地所有者 ② 敷地境界線から周囲200メートル以内にある建築物の所有者及び居住者 ③ 常滑市区長設置規則第1条に規定する区長

## 4 適用範囲（第3条関係）

### 【新たに畜舎等を建設する場合】

敷地面積3,000平方メートルを超える畜舎等の建設

### 【畜舎等を増設する場合】

敷地面積1,000平方メートルを超える畜舎等の増設

## 5 事前協議から建設までの流れ（第4条～第11条関係）

### (1) 事業計画協議

事業者は、事業を実施しようとするときは、その事業計画を公開し行政上の手続きを開始する前に、事業計画協議書を市長に提出し、協議するものとします。

### (2) 指導

市長は、協議があった場合において、当該事業がその周辺又は住環境の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、事業者に対し、指導することができます。

### (3) 覚書

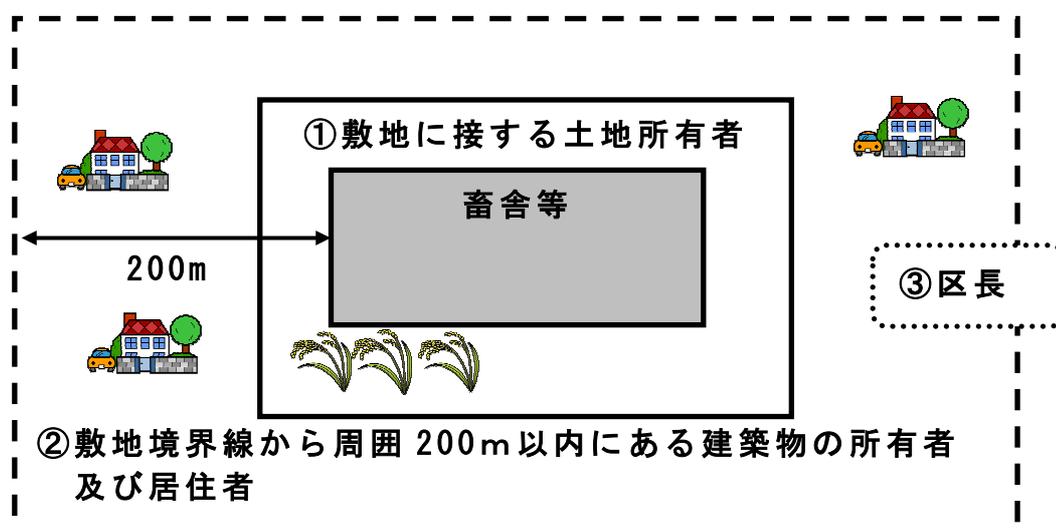
- ・市長と事業者は、協議した内容について必要に応じ覚書を締結することができます。
- ・事業者は、必要に応じ、関係団体及び建設予定地の行政区と調整を図り、覚書を締結するよう努めるものとします。

#### (4) 地域への配慮

事業者は協議を行う前に、近隣関係者（以下①～③）に対して、当該事業の説明を行います。（説明を行ったときは、その内容を近隣説明状況報告書に記載し、事業計画協議書に添付する。）

- ① 敷地に接する土地所有者
- ② 敷地境界線から周囲 200メートル以内にある建築物の所有者及び居住者
- ③ 区長

#### 【説明対象範囲イメージ】



#### (5) 安全の確保

事業者は、事業の施工に当たっては、事故、公害及び災害の防止、住民の生命財産の保護並びに文化財及び自然環境保全に努めなければならない。

#### (6) 道路及び水路等

事業者は、事業区域内において道路及び水路等を整備するときは、市及び地元関係者と十分協議するものとします。

#### (7) 施工検査等

- ・事業者は、この要綱に定めるところにより畜舎等を建設したときは、市長に報告しなければなりません。
- ・市長は、工事中においても必要に応じて随時立入検査をすることができます。

## 【指導要綱に基づく手続きの流れ】

